

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成24年2月16日(木) 13:30~16:30

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 田村在也, 中村憲兒, 若林清, 田中啓義, 徳久正, 一谷好文,
上田昭典

(家裁委員) 上垣功, 奥村隆司, 岸本年史, 小久保忠弘, 松本眞理子,
徳久正(兼務), 鳥羽耕一, 上田昭典(兼務)

(事務局等) 地裁 小林裁判官(奈良簡裁), 藤木事務局長, 中野民事首席書記
官, 高木刑事首席書記官, 大田庶務課長(奈良簡裁),
大野主任書記官(同), 園田総務課長

家裁 水野事務局長, 高橋首席家裁調査官, 新谷首席書記官,
堀訟廷管理官

4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局等)

(1) 所長挨拶

(2) 意見交換

ア 地方裁判所委員会関係

テーマ「簡易裁判所の民事事件手続について」

- ・ 裁判所から, 簡易裁判所の民事事件手続の概要, 来庁者の対応, 書式の備え置き, その他の情報提供の実情, 訴訟・調停手続を進める上での工夫等について説明して, 意見交換を行った。
- 簡易裁判所が国民に利用しやすいよう工夫して運営されていることがよく分かった。このように職員が懇切に対応していると, 仕事が忙しくて大変だと思うが, 奈良簡裁及び奈良県内の他の簡裁では, どのような事件をどれくらい取り扱っているのか。
- 奈良簡裁では民事通常訴訟の受理件数は平成22年2102件, 同23年1631件, 少額訴訟の受理件数は平成22年96件, 同23年62件である。民事通常訴訟事件数の減少は, 過払金返還請求事件の減少によるものである。事件類型は, 貸金請求, 売掛代金請求等が多くを占めるが, 審理に時間のかかる難しい事件では, 物損交通事故の損害賠償請求事件が多い。簡易裁判所は, 地方裁判所と比べて, 当事者に対してより後見的役割を果たすことが期待されているものと考えており, 忙しい中ではあるが, 窓口では, 来庁者の問合せ等に, ある程度踏み込んで対応している。
- 簡易裁判所の裁判官は, 複数の裁判所を兼務するなどして繁忙だと聞いたことがあるが, 実情はどのようなものか。
- 簡易裁判所は地域の需要に応えるために, きめ細かく設置されており,

奈良県には奈良，葛城，宇陀，五條及び吉野の5簡裁が設置されている。

都市部以外の裁判所では裁判官が常駐しなくても処理が円滑に行われていることから，奈良県内でも，現在，地家裁五條支部の判事が吉野簡裁及び宇陀簡裁の簡易裁判所判事の職務を兼務し，五條簡裁の簡易裁判所判事が奈良簡裁の簡易裁判所判事の職務を兼務している。

平成23年の奈良県内5簡裁の民事通常訴訟の受案件数は合計3000件を超えている。地裁の民事通常訴訟が約2000件（奈良地裁管内計）であるのと比べて事件数が多いこと，受理から終局までの手続のサイクルが短いことから，特に，書類の作成，送付等の事務を行う書記官の職務は繁忙感が強いといえる。

- 簡易裁判所判事として年間約1200件の民事訴訟事件を取り扱ったが，その中には，被告が期日に出席せず，いわゆる欠席判決をする事案のほか，事実関係に争いがなく和解による解決を試みる事案，訴訟外で和解して訴えを取り下げるなどの事案も多く，証拠調べを経て判決に至るものは百数十件にとどまるので，担当事件数の割には，裁判官の負担は大きくないといえる。

審理に長期間を要する複雑な事件は少なく，大半は1，2回の期日で審理を終えている。ただ，物損交通事故の損害賠償請求事件は，証拠資料が十分でないなどのことから審理・判断が難しいものが多い。

- 支払督促，民事調停の申立費用が，訴訟の場合の2分の1というのは，具体的にはどういうことか。
- 申立費用は法律で定まっており，支払督促，民事調停の申立費用は訴訟の場合の2分の1である。

例えば，100万円の支払請求の場合，訴訟であれば1万円，支払督促・調停の場合は，5000円の手数料を収入印紙で納めていただくことになる。
- 支払督促から訴訟に移行した場合，調停不成立後2週間以内に訴訟を提起した場合は，支払督促又は調停の手数料との差額の2分の1のみを納めることとされている。
- 申立費用は最終的にだれが負担するのか。
- 原則として敗訴者が負担することになるが，実際に回収するためには，別途，手続を取る必要がある。和解では，合意により費用の負担者等を定めることができる。
- 判決を得ても，相手方に財産がないなどの理由で強制執行を行うことができないときはどうなるのか。
- 判決で支払義務があるとされた者の財産のみが強制執行の対象となるから，判決を得ても，その者に財産がないなどの場合には，判決内容は実現できない。そこで，訴えを提起する際は，経済的な効果にも着目し，最終的にどれだけ回収が可能か，強制執行は可能かを考えていただく必要があるといえる。

- 権利内容の実現という観点から考えると、和解は、判決で強制するよりも有効だといえ、たとえ、分割払いでも支払いの約束ができれば、任意の支払いが期待できる。その意味では、少額訴訟手続が1回で審理を終えて直ちに判決することには、回収の可能性が低くなるのではないかと思えることから、余り魅力を感じていない。

また、強制執行を行うためには、相手方の財産を特定しなければならないが、そのために設けられた財産開示の手続はどのように運用されているかについて伺いたい。

さらに、強制執行に及んだ場合にも、債権者の立場から見れば、例えば、動産執行の場面で執行官は謙抑的で、満足が得られなかったという経験をしている。

市民に情報が行き届き、手続を分かりやすくすることや、施設面を整備することも大事なことだが、実際に権利内容を実現できることこそが、紛争解決に裁判所を利用しようとするかどうかのポイントだと思うので、今後、当委員会でも、強制執行制度の運用について意見交換してはどうか。

- 前任庁で少額訴訟を担当していたときは、被告が期日に出席すれば、必ず、司法委員を付けて和解勧誘を行っていた。その中で、判決を求める当事者には強制執行によることの難しさを伝える一方、被告に対しても、任意に約束を履行すれば債務を一部免除する等、任意に支払うことにインセンティブを与えるような内容の和解を心がけていた。

また、少額訴訟で扱うような60万円未満の債務であれば、被告の勤め先が分かれば、給料債権等の差押えにより満足を得られることも多いので、和解交渉の過程で、できるだけ被告から勤務先、給与額、他の負債の状況等を聴取するようにしていた。

財産開示の手続は、債務者が裁判所に出頭しない場合や、出頭してきても「財産はありません。」としか言わない場合も多く、余り活用されていないのが実情である。

- 財産開示手続と同様のことを和解手続の中でやっていただいていることは、すばらしい試みだと思う。

- 少額訴訟等で利用しているラウンドテーブル法廷では、裁判所、当事者の座る位置はどうなっているか

- ラウンドテーブル法廷では、楕円形のテーブルの長辺の中央に裁判官と書記官が座り、これと向かい合う形で、左右に原告、被告が座るような配置を取ることが多い。

- カウンセリングの観点からは、視界の端に相手がいるのが良い。真正面に向き合うのは話しにくいものである。

- 当事者間の関係等を考慮して、当事者間の席の間隔を広く取るなどしているほか、当事者の感情的対立が激しい場合等は、ラウンドテーブル法廷を使用せず通常の法廷を利用することがある。

- 窓口で書式を用意していても、慣れない方がそれを書くのは大変である。

職員が聴取しながら、書き入れていって、本人がそれを確認して提出できるようなシステムがあれば便利だと思うがどうか。

- そのような場合は、司法書士等を依頼していただくこともあろう。
- 簡易裁判所の司法委員は、法律の専門家でなくても一般の市民の立場で意見を述べる等して、訴訟手続に関与しているということだが、司法委員の備えるべき資質、調停委員との異同等について伺いたい。
- 司法委員は、毎年定められる「司法委員となるべき者」の名簿から、一級建築士、その他の各種専門家のほか、紛争解決に有用な知識経験を有する方を事件ごとに指定して、和解の補助、当事者の主張の聴取・整理等を行ってもらっている。調停委員と異なり原則として1人で事件を担当し、裁判官と協議しながら、和解の調整や、話し合いがつかなかったときに、裁判官が判決をするに当たっての意見を述べてもらっている。
- 手続の種類やその内容の広報のために、ウェブサイト、パンフレット、リーフレットの利用以外に考えていることはあるか。
- 奈良簡裁では、定型訴状用紙の事件類型を増やして充実させることができなかと考えている。
- 有意義な内容だけに、これまで知らなかった人たちにも、もう少し回路を近づけたほうがよいと思った。分かりやすいコンテンツを作って汎用性の高いものにしていけば、もっと浸透していくのではないか。
- 現在、裁判所としては、国民の方が紛争に直面して困ったときにアクセスしてもらえば、知りたいことが分かるというスタンスを基本にしている。裁判所が裁判手続等の広報をどこまでやるのがよいかは悩ましい問題であって、その点について、皆様から意見をいただきながら考えていきたい。
- 相談のたらい回しを防ぐことが重要だとお聞きしたが、民事事件の手続やその相談窓口を国民に周知するため、広報を充実させるために、予算措置を講ずるようなことは考えているか。
- 厳しい国の財政事情の中で、広報のために大きな予算を取れる状況ではないので、それぞれの現場が工夫をして広報等を行っているのが実情である。
- 各事案に即して、その解決のためにどの手続を取ればよいかは、裁判所の窓口等で教示してもらえるのか。
- 手続選択のアドバイスは、裁判所の立場上はできないと考えており、窓口では、それぞれの手続の特徴を説明して、本人に選択してもらうこととしている。本人が選択することが難しい場合は、弁護士又は司法書士に相談に行くことを勧めている。
- 最近では、少額の事件でも積極的に受任している弁護士もいる。また、法テラスでは法律相談等の業務を行っており、比較的緩やかな審査で無料相談等を受け付けているので、裁判所でも法テラスのことを広く紹介してもらえればよい。

イ 家庭裁判所委員会関係

テーマ「家事事件手続法について」

- ・ 裁判所から、家事事件手続法の概要、制定の趣旨、施行に向けた準備状況等について説明して意見交換を行った。
- ! 夫婦が別居して妻が実家に戻った後に、婚姻費用請求、離婚等の調停を夫の住所地の家庭裁判所に申し立てるような場合等、申立人にとって、裁判所への出頭の負担が大きいケースがある。このような場合には、家事事件手続法で新たに家事審判、家事調停手続に導入される電話会議システムの積極的な活用をお願いしたい。
- 電話会議システムの利用については、同システムの利用によっては離婚、離縁の調停を成立させることはできないという制度上の制約があるほか、本人確認の方法をどうするかなどの課題があるが、御質問のようなケースでは、申立人の電話会議システムによる手続参加を認める運用がされることになるものと思われる。

(3) 今後の予定について

ア 日時

平成24年9月27日(木)午後1時30分

(奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催)

イ テーマ

「強制執行の手続について」(地裁委員会)

「子の福祉と家庭裁判所の役割」(家裁委員会)

(以上)